

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）701条の61第2項及び5項の規定に基づく各事業所税の不申告加算金決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年7月11日付けで行った別紙処分目録記載の各事業所税の不申告加算金を徴収する各決定処分（以下「本件各処分」という。）について、いずれも取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

①ビル管理のための施設は、貸ビルを管理している事業者が納税義務者となること、②事業所税の事業所用家屋の貸付等申告制度は、貸しビルについては、当該家屋を借りて事業を行う方が納税義務者となることを判定するものであり、〇〇都税事務所は請求人が1,000㎡以上の賃借床面積を平成31年2月には知っていたのであるから東京都都税条例188条の21第2項により知っていたことになる。〇〇都税事務所自体も賦課徴収義務を怠っていたことになる。

請求人は、共用床面積について全貌のわかるビル全体図面、他フロアの占有面積、床面積資料は持ち合わせていないことから、適正な申告は不可能である。処分庁は、3年前には共用床面積のデータを持ち合わせていたのであるから、請求人に連絡があれば、令和2年度以降の事業所税は期限内に申告することは可能であった。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月25日	諮問
令和7年10月17日	審議（第105回第1部会）
令和7年11月13日	審議（第106回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等（法735条により、都は、その特別区の存する区域において法5条5項の事業所税を課することとされ、この場合において、都を指定都市とみなして、法の事業所税に関する部分の規定を準用するとされている。以下同じ。）において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課するとされている（法701条の32第1項）。

事業所税の徴収は、申告納付の方法によるとされ（法701条の45）、当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等について、当該各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が1,000㎡を超え、又は従業者数の合計が100人を超える当該事業所等において事業を行う者は事業所税の納税義務者となり、各事業年度終了の日から2月以内に、指定都市等の長に申告納付しなければならないとされている（法701条の43及び法701条の46第1項）。

そして、申告書の提出期限後にその提出があった場合には、指定都市等の長は、当該申告により納付すべき税額の100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金を徴収しなければならないとされ（法701条の61第2項）、また、その提出が当該申告書に係る

事業所税額について法701条の58による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、法701条の61第2項の規定にかかわらず、当該税額の100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とするとされている（同条5項）。

なお、法701条の61第2項ただし書によれば、申告の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、不申告加算金額を徴収しないこととされている。ここにいう「正当な理由」とは、具体的には、交通、通信の杜絶等により申告期限内に申告書を提出できなかつた場合、又は災害等により申告書の提出期限の延長の申請ができなかつた場合とされる（横浜地方裁判所昭和56年1月26日判決）。

2 本件処分について

上記1の法令等の定めを前提として、本件各処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内に、指定都市等の長に申告納付しなければならず（1・(1)）、申告書の提出期限後にその提出があつた場合は、指定都市等の長は、不申告加算金を徴収しなければならないとされているところ、本件各納付申告書によれば、請求人は、事業所床面積が1,000㎡を超える事業所において事業を行う事業所税の納税義務者であり、本件対象事業年度に係る本件各納付申告書を申告納付期限後である令和5年6月30日に至って提出したことが認められる。そして、処分庁は、本件各納付申告書はいずれも提出期限後にその提出があつたものであり、本件各納付申告書に係る事業所税額について法701条の58による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときに該当するとして、当該各税額の100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額を不申告加算金として徴収することをそれぞれ決定したことが認められる。

そうすると、本件各処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適法に行われたものであると認められる。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり述べるが、事業所税の徴収は、申告納付の方法によることは上記2のとおりであり、処分庁が徴収義務を怠つたとの主張には根拠がない。また、請求人は、共用床面積を把握しておらず、適正な申請は不可能である、処分庁からの連絡もなかつた等、提出期限

までに申告納付できなかった理由を述べるが、いずれも、不申告加算金額を徴収しないこととされる正当な理由があると認められる場合（法701条の61第2項ただし書）には当たらない。

よって、請求人の主張はいずれも本件各処分取消理由とはならない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙（略）